確定申告

の準備はお早めに

確定申告の相談・受け付け・納税

- ●所得税·復興特別所得税 2月16日~3月15日
- ●贈与税 2月1日~3月15日
- ●消費税・地方消費税(個人事業者) 3月31日まで

パソコンやスマートフォンを利用した申告(e-Tax)

新型コロナウイルス感染防止の観点から、ご自宅からのe-Taxを積極的にご利用ください。

- ●国税庁HPへアクセスすると、所得税などの申告書(スマートフォンなどで作成可能)、消費税・ 贈与税などの申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます
- ●画面案内に従い金額を入力するだけで上記の申告書などが作成でき、自動計算のため計算誤りがありません
- ●e-Taxでの送信(提出)には右表の方式があります



	パソコンで作成の場合	スマートフォンで作成の場合	
_ (> , 0 + , 10	マイナンバーカード (共通)		
マイナンバーカード方式	マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン		
7514	ICカードリーダライタ		
10 1%7 (1)	***		
ID・パスワード			
方式			

税理士による無料申告相談(事前申し込みをお願いします)

- ▶対象 ①小規模納税者の所得税・復興特別所得税、消費税などの申告をする方②年金受給者・給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告をする方(譲渡所得がある方、住宅借入金等特別控除を初めて適用する方を除く)
- ▶相談時間 午前9時30分~正午、午後1時~4時
- ※消費者生活センターの2月8日のみ午前10時~正午、午後1時~4時30分
- ▶必要書類 前年の申告書の控えや源泉徴収票など申告に必要な書類、筆記用具、計算器具、マイナンバーが確認できる本人確認書類の写しなど
- ▶申込方法 下表の申し込みサイトか、申し込み専用電話(平日、午前9時~午後6時)へ電話
- ※所轄税務署以外の会場を申し込んだ場合は、相談を受けることができませんのでご注意ください

●大森税務署管内の方

会場	日程 申し込みサイト		申し込み専用電話
大森東特別出張所	1月31日月・2月1日火		6 0570 006594
入新井集会室	2月2日例~4日金		☎0570−006584

●雪谷税務署管内の方

会場	日程	申し込みサイト	申し込み専用電話
凌叮传	2月1日火~3日休		☎ 0570−006585
嶺町集会室 	2月7日(月)~9日(水)		Δ03/0-000363

●蒲田税務署管内の方

会場	日程	申し込みサイト	申し込み専用電話
萩中集会所	2月1日火~4日金		☎ 0570−006586
消費者生活センター	2月8日以・9日俶		Δ03/0-000380

※各会場とも駐車場がありませんので車でのご来場はご遠慮ください

※申告書などの提出のみの方は、所轄する税務署にお持ちいただくか、郵送でご提出ください

申告書作成会場

令和3年分所得税・復興特別所得税、贈与税、消費税・地方消費税(個人事業者)の申告書作成会場を下表の日程で開設します。

- ●混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、当日分の入場整理券の配布終了後は、後日の来場をお願いすることがあります
- ●入場整理券は、当日会場で配布するほか、LINEアプリ(国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」してください)で事前に入手することが可能です。日時指定の入場整理券を事前に入手できる手続きが行えます
- ●確定申告書などを税務署に提出する際は、毎回マイナンバーの記載と、本人確認書類の提示か写しの添付が必要です

対象	会場	開設期間(土・日曜、休日を除く)	受付時間 (相談は午前9時15分~午後5時)	
大森税務署管内の方	池上会館	2月10日~3月15日	午前9時~午後4時	
雪谷税務署管内の方	雪谷税務署	2月1日~3月15日	午前8時30分~午後4時	
蒲田税務署管内の方	蒲田税務署	2810. 28130	一十则0时30万~十後4时	

※2月20·27日回は、大森·雪谷·蒲田税務署の合同会場として、申告書作成会場を蒲田税務署に開設します。なお、駐車場は利用できません

来場される方へのお願い

(税理士による無料申告相談、申告書作成会場)

- ●マスクを着用の上、できる限り少人数でご来場ください
- ●入場の際に検温を実施しており、37.5℃以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきますので、ご了承ください

▶問合先 ●大森税務署 ☎3755-2111 ●雪谷税務署 ☎3726-4521 ●蒲田税務署 ☎3732-5151

各種控除のご案内

~税の申告前に確認しましょう~

さまざまな控除があります。申請方法など詳細はお問い合わせいただくか区HPをご覧ください。



国民健康保険料・後期高齢者医療保険料 介護保険料の社会保険料控除

令和3年中に納めた各保険料額を控除できます。各保険料の年間納付済額は、1月末ごろにはがきでお知らせします(国民健康保険料は世帯全員分の納付済額を世帯主に通知)。保険料を特別徴収(年金から差し引き)で納付している方は、各年金保険者から1月中旬に郵送される「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」でも確認できます。

※実際に納めた方が控除の対象ですが、特別徴収(年金から差し引き)で納付した場合は、本人だけが控除の対象です。納付額については電話で回答していません

▶問合先 国民健康保険料=国保年金課国保料収納担当

☎5744−1209 **⋘**5744−1516

後期高齢者医療保険料=国保年金課後期高齢者医療収納担当

☎5744−1647 **☎**5744−1677

介護保険料=介護保険課収納担当

☎5744−1492 **☎**5744−1551

おむつ費用の医療費控除

常時おむつを必要とする、ねたきりの高齢者のおむつ費用を控除できます。

▶必要書類

医師が発行する「おむつ使用証明書(税務署所定の様式)」、おむつの領収書 ※前年に控除を受け、介護保険の要介護認定を申請した方は、「おむつ使用証明書」の代わりに、問合先で発行する「確認書」で申請できる場合があります

▶問合先 介護保険課介護保険担当 ☎5744-1359 ☎5744-1551

ねたきり・認知症高齢者の障害者控除

65歳以上の要介護認定を受けている方は、ねたきりの状況や認知症の程度によって、障害者控除か特別障害者控除を受けられる場合があります。

▶問合先 地域福祉課高齢者地域支援担当

蒲田 ☎5713−1508 ₩5713−1509

糀谷 ☎3741-6525 ☎6423-8838

介護保険サービスなどの医療費控除

以下の介護保険サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の自己負担額が対象です。



◎医療系居宅サービス(訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、 居宅療養管理指導など)

◎医療系サービスと併せてケアプランに基づき利用するサービス(訪

- 問介護、訪問入浴介護、通所介護など) ◎施設サービス(介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院など)
- ____
- ▶問合先 介護保険課給付担当 ☎5744-1622 ☎5744-1551

詳細はコチラ